

個人情報保護委員会（第259回）議事概要

- 1 日時：令和5年11月1日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務）の全項目評価書（PMH-IDの払い出し事務に伴う評価の再実施）等の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、デジタル庁上田参事官及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）清水情報化企画部長が会議に出席した。

デジタル庁上田参事官から、資料に基づき医療費助成・予防接種・母子保健に係る情報連携制度の概要等について説明があった。

支払基金清水情報化企画部長から、資料に基づき全項目評価書について説明があった。

高村委員から「PMHにおける委託関係においては、公費実施機関等が委託元、デジタル庁が委託先、支払基金が再委託先ということであるが、仮にこのPMHを活用した事務において漏えい等が発生した場合、公費実施機関等、デジタル庁、支払基金は、それぞれが、どのような要因があれば責任を負うことになるのか。責任の分界点について具体的に説明をお願いしたい」旨の発言があった。

これに対しデジタル庁上田参事官から「PMHの利用及び情報連携に当たっては、地方公共団体からデジタル庁へ委託、デジタル庁から支払基金、運用保守事業者へ再委託することとなっており、各々が契約内容に基づいて各業務を適切に遂行する責任を負うほか、デジタル庁は地方公共団体と連携・協力し、事業が滞りなく実施されるよう中心となって調整する役割を担っている。

個別の事象に応じた責任の所在について、地方公共団体は、特定個人情報ファイルの保有者であり、PMHへ連携するデータの管理や正確性などに責任を持ち、地方公共団体担当者による不正やアカウント管理の不備等に起因

するインシデントの場合は、地方公共団体に責任の所在がある。

デジタル庁はPMHの設計・開発を万全の対策を講じて行っていくところ、その中で、システムの脆弱性が原因となってインシデント等の問題が発生した場合には、デジタル庁に責任の所在があると考えている。

支払基金は、PMH-IDの採番処理機能及び医療保険者等向け中間サーバーとオンライン資格確認等システムなどの連携に責任を持ち、医療保険者等向け中間サーバーやオンライン資格確認等システムの脆弱性、また、職員の不正やアカウント管理の不備等に起因するインシデント等の問題が発生した場合には、支払基金及び再委託をしたデジタル庁に責任の所在があると考えている。

以上のように整理されると考えているが、インシデントの内容等によりケースごとに異なるものと考えられるため、個別ごとに適切に対応したいと考えている」旨の回答があった。

大島委員から「PMHを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、デジタル庁はPMH-ID採番、送付及び保有事務を支払基金に再委託していくことになる」と理解した。特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保等、支払基金における各リスク対策については、ただいま説明いただいたところであるが、デジタル庁は再委託先である支払基金への管理・監督責任をどのように遂行するのか具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対しデジタル庁上田参事官から「まず前提として、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』や『デジタル庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針』等に基づき対応する予定であるが、管理・監督義務を担保するために、再委託の契約書に、『再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うこと』や、『従業員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底すること』を定めるほか、その実行を担保するため、再委託先の特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検を実施すること、年1回程度又は随時を予定、また、セルフチェックによる点検を実施し、必要に応じて訪問確認をすること、また、点検後に改善事項が確認された場合において改善を指示した場合には、改善状況のモニタリングを行うことなどを想定している」旨の回答があった。

中村委員から「まず1点目の質問だが、デジタル庁が構築するPMHには、地方公共団体など多数の公費実施機関等の特定個人情報が格納されることとなる。デジタル庁は、委託に伴い提供された特定個人情報について、PMH内でどのようなアクセス制御を行うのか、また、デジタル庁はどのような場

合に PMH 内の特定個人情報を取り扱う可能性があるのか、具体的に説明いただきたい。

次に 2 点目の質問だが、地方公共団体が PMH を活用して地方単独の医療費助成事務を行う場合、番号法第 9 条第 2 項に基づく条例の整備が必要となる。今般の実証実験参加機関は当然のこと、今後本格運用に向けて参加する機関が、この条例を整備したうえで参加していることをデジタル庁としてどのように確認するのか、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対しデジタル庁上田参事官から「まず、アクセス制御に関しては、PMH に地方公共団体職員が直接アクセスするケースにおいては、市区町村ごと、業務ごとのアクセス制御がアカウントごとに設定される。そのため、地方公共団体職員は、当該地方公共団体の対象業務の情報にしかアクセスできない。

また、デジタル庁が特定個人情報を扱う可能性についてだが、デジタル庁から委託を受けた運用事業者が障害対応や運用上のデータメンテナンス等を実施する際に特定個人情報を取り扱う可能性がある。そういった場合であっても、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』や『デジタル庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針』等に基づき適切に対応する予定である。

次に条例の整備状況の確認に関しては、地方公共団体への説明会等において、地方単独医療費助成の場合における PMH 導入の前提条件として条例整備が必要な旨を周知するとともに、申請時において条例の整備状況、未整備の場合は条例整備の予定時期を確認することとしている。さらに、条例が整備されたことをデジタル庁に連絡してから特定個人情報である本番データの作成・投入を実施することとしている」旨の回答があった。

梶田委員から「予防接種・健診受診の際には、医療機関等においてタブレットに搭載されたアプリ等を用いてマイナンバーカードを読み取ることにより、住民が事前に入力した予診票情報等を取得する事務フローが想定されている。この場面では多人数が同じタブレットを使用することが想定され、アプリのログアウト漏れ等による情報の取り違えといった人的ミスが発生も考えられる。医療機関等における人的ミス発生を防止するためにどのような対策を行うのか、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対しデジタル庁上田参事官から「まず前提として、マイナポイントや公金受取口座に関するトラブルがあったが、これらに係る端末は本人による操作を基本としており、様々な方が操作していたことに対し、PMH の端末については医療従事者が一貫してタブレットを操作する。PMH では、そもそも健診等の対象者ごとの画面のログイン・ログアウトという操作は行わ

ない。また、医療従事者が一覧から対象者を選択して健診結果を入力し、入力後は自動的に対象者一覧に戻るため、引き続いて他人の結果を入力するようなことができない画面遷移となっているため、ログアウト漏れによる誤入力が生じ得ない。

一方で、対象者の取り違えについては、まず、医療現場では起こってはならないものであり、現在の電子カルテの運用等においても医療従事者は、氏名の確認の徹底等により患者の取り違えの防止を教育され、実行されている状況であり、PMH・タブレットの運用においてもこれを徹底することとしている。さらに、システム的な対応として、結果の入力後に氏名をポップアップさせて確認することや、QR コードの付与・番号札の交付など効果的な防止策を、先行事業の開発・実施の中で検討・検証していきたいと考えている」旨の回答があった。

浅井委員から「PMH-ID は、多数の国民に付与される ID である。そもそも PMH-ID が漏えいしないようにするための対策や、万が一 PMH-ID が漏えいした際に、芋づる式に他の個人情報も漏えいしないようにする対策について、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対しデジタル庁上田参事官から「PMH-ID は、医療保険者等向け中間サーバーとオンライン資格確認等システムで共有される紐付番号等と同様に、PMH、医療保険者等向け中間サーバーとオンライン資格確認等システムの内部でのみ取り扱われ、PMH やオンライン資格確認等システムを利用する職員においても知覚することはできない。

また、医療機関や住民が外部から PMH へ情報照会する場合は、PMH-ID を暗号化した使い捨ての PMH 連携キー又は PMH-ID とは全く異なる識別子である PMH 仮名識別子を利用してマイナポータル API を経由した通信経路に限定されていることから、安全性が高いと考えている」旨の回答があった。

小川委員から「評価書の 72 ページで、『リスク 1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク』への対策として、オンライン資格確認等システム側から PMH へはアクセスしないよう制御することが記載されている。この措置が、なぜ目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策になるかについて、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し支払基金清水情報化企画部長から「オンライン資格確認等システムから PMH が保有する情報へのアクセスができないように制御している。ただし、『医療費助成の有効期限等の照会』及び『当該照会に対する回答を受領した処理結果電文』についてはアクセスが可能となっているが、これら自体は PMH が保有する情報への直接のアクセスではない。

具体的に申し上げますと、医療費助成の有効期限等の照会として、PMH が保有する医療費助成の有効期限等の情報をやりとりするインターフェースがあり、こちらはオンライン資格確認等システムと PMH の間で事前に定めている。従って、事前に定められた情報以外はアクセスすることができない仕様になっており、加えて、そうした医療費助成の有効期限等の照会以外のインターフェースにはアクセスすることが許可されていない仕組みとなっている」旨の回答があった。

藤原委員から「PMH-ID 採番処理の流れにおいては、デジタル庁から連携された個人番号をキーにして支払基金が保有する資格履歴ファイルの個人番号を特定して、当該個人番号と PMH-ID が紐付けられるシステムであることを理解した。そうすると、支払基金が保有する個人番号の正確性が担保されていることが重要である。つまり、個人番号の正確性が担保されていることが、制度がうまく働くための前提となると考えられるが、この支払基金が保有する個人番号の正確性をどのように担保されるのかについて、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し支払基金清水情報化企画部長から「昨今、システムへの誤登録等の問題が取り沙汰されているが、登録する情報の真正性の確保が求められていると理解している。これについては政府全体として取組を進めていると理解しており、具体的には、令和5年6月21日にデジタル大臣を本部長とする『マイナンバー情報総点検本部』が開催され、健康保険証の紐付け誤りの事案の概要・原因・対策が示されたところであり、この本部で示された方針に基づき支払基金としても取組をしている。

具体的には、全保険者に対して、住所等を確認せずに3情報のみの一致により J-LIS から個人番号を取得する等、加入者のデータ登録を行う際の厚生労働省が示している事務処理要領とは異なる方法で行ったことがなかったかどうかを確認するよう要請した。これに該当する保険者に関しては、J-LIS 照会によって5情報の一致等の確認を行うよう要請し、10月までに一通り確認を行っている。

さらに、登録済みデータ全体に関して、J-LIS 照会を行い、住民基本台帳の情報と医療保険者等向け中間サーバーの情報を突合することを行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあれば、確認を行い必要な措置をとる。こちらは9月より J-LIS 照会を開始しており、今年度中には一通りの確認が完了する予定。

さらに申し上げますと、来年の4月からは、新規に医療保険者等向け中間サーバーに登録される加入者情報についても、全件 J-LIS 照会を行い、突合チェックを行うことを予定しており、現在、そのためのシステム開発を行って

いる」旨の回答があった。

丹野委員長から「この制度の導入によって、公費負担医療、地方単独の医療費助成、さらに予防接種において、マイナンバーカードを受給者証、接種券として活用することができるようになるなど、国民の利便性向上が期待されている。

なお、実証実験といえども個人番号を利用することに変わりはなく、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、本格運用と変わらない姿勢で、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、必要な対策を行うことが重要である。

また、PMH から誤った情報を提供しないためには、支払基金が保有する個人番号について正確を期する必要があるところであり、医療保険者等と連携し、被保険者の個人番号について紐付け誤りが発生しないような仕組みの構築にしっかりと取り組んでいただくことが重要である。

本件については、本日の説明内容を踏まえ、評価書の審査を進めていくこととする」旨の発言があった。

デジタル庁上田参事官及び支払基金清水情報化企画部長は退席し、続いて事務局から説明を行い、今回のデジタル庁及び支払基金の説明内容を踏まえ、審査の手続を進めることとなった。

(2) 議題2：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から「まず一つ目だが、地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置等への対応状況は年々改善しており、全体的には向上しているように見受けられる。一方で、項目ごとの実施状況を見ると濃淡があると言える。今回の報告で把握できた取組の不十分な機関に対して、引き続き、特定個人情報の安全管理措置等を徹底させるように努めていただきたいと思う。

もう一つは、特定個人情報保護評価の事後評価についてであるが、昨年度は、定期報告で未実施と回答した機関を対象に、全ての機関が評価実施済みとなるまで、事務局においてフォローアップが行われたとのことである。今回の調査は令和5年3月31日時点のため、現時点では既に実施済みの機関も少なくないと想定されるが、速やかな実施が求められる事後評価について未実施のものがある状態は遺憾なことと思う。昨年度と同様、今回の報告対象である、令和4年度に新たに事後評価の適用対象となった事務についても、追加で実施状況を調査するとともに、着実な実施を促していただきたい

いと考える」旨の発言があった。

以上